

## 4.2.7 施設・設備

### 【評価項目 13-0-1】 施設・設備等の整備

(必須要素) 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

(必須要素) 大学院専用の施設・設備の整備状況

(選択要素) 大学院学生用実習室等の整備状況

### 【評価項目 13-0-2】 先端的な設備・装置

(選択要素) 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

(選択要素) 先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

### 【評価項目 13-0-4】 夜間大学院などの施設・設備等

(選択要素) 夜間に教育研究指導を行う大学院における施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

### 【評価項目 13-0-5】 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

(選択要素) 本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

### 【評価項目 13-0-8】 組織・管理体制

(必須要素) 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

(必須要素) 実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

#### <2003年度に設定した目標>

施設設備に関する目標設定については、法学研究科のみで決定するのは不可能であり、財政見通しを踏まえた全学的意思決定が必要である。目標としては以下のものがあげられる。

1. 大学院学生共同研究室の充実
2. 大学院優先教室の増設
3. 法学部資料室開室時間延長に伴う管理体制の確立
4. 法学部資料室の利便性を高めるべく、法学部資料室の図書収集スペースの拡大

#### (現状の説明)

##### 1. 施設・設備等の整備

法学研究科大学院学生の専用の研究スペースとしては、法学部棟内に法学研究科大学院学生共同研究室が整備されている。この共同研究室は、法学部資料室に隣接して配置され、大学院学生の資料収集のための利便性がはかられている。またWEB上の資料の検索収集のために、共同研究室には大学院学生専用インターネット接続のパソコンが設置され、2004年度に追加配備された1台を含めて、2005年4月現在6台が置かれている。これらのパソコンからは、本学図書館内に設置されているパソコンと同様に、本学図書館の契約している各種WEBデータベースの検索が出来るようになっている。この共同研究室の採光をよくするため、2004年度にドアの交換がなされた。

また2004年度からは、全研究科の共用施設として建てられた大学院1号館に、大学院学生共同研究室と大学院専用教室が設置され、こちらも利用可能となっている。ここにもインターネット接続のパソコンが整備され、また、1年単位で使用できる個人ロッカーも設置されており、法学研究科の大学院学生も利用している。しかし、法学研究科の

大学院生の場合、研究の利便性から、法学部棟から離れたところに立地する大学院1号館よりも、法学部資料室に隣接した法学研究科大学院学生共同研究室を利用する者が多い。また、大学院1号館を利用するにしても、ロースクール生のみならず、2005年度から開講されたアカウンティングスクールの学生もこの施設を利用するため、スペースが不足気味である。したがって法学研究科の大学院学生にとっては、大学院1号館は、遠いばかりでなく、スペース不足という状況も加わって、その利便性は必ずしも良くない状態にあるといえる。

大学院での授業の教室は、法学部棟の演習室および、A号館の演習室が主として使われているが、教員の研究室で行う場合も多い。しかし、教員の研究室では授業用の設備が整わず、授業の環境としては適しているとはいえない。2004年度より、大学院1号館の大学院専用教室の利用が可能となり、この点について若干改善がなされた。

また、法学部資料室が管理している図書については、資料・図書の増加に伴い、収容スペースの確保が必要とされる。

## 2. 組織・管理体制

2004年度より、研究・教育の充実のため、法学部資料室の開室時間を平日は午後6時20分まで延長した。それに伴い、午後4時50分以降は、資料室の管理を、嘱託職員および実験実習指導補佐に代わって、用務担当職員が交代で行い、教学補佐がこれを助ける体制をとっている。2005年度も同様の体制で開室時間の延長を行なうこととなっている。

## 3. 夜間大学院などの施設・設備等

2004年度からのカリキュラム再編成に伴い、新たに設けられた「公共政策プログラム」は、社会人への門戸を開くため、土曜、昼夜開講制をとる。本プログラムにおける社会人学生の受講を容易にするためには、プログラムの編成のみならず、開講する場所も、受講生の利便性を図る必要がある。そこで、公共政策プログラムの講義の一部は、西宮市大学交流センター及び大阪梅田キャンパスで開講している。

### (点検・評価の結果)

1. 目標1の大学院学生共同研究室の充実については、パソコンの追加配備や、ドアの交換など、少しずつ改善がなされている。しかし、この共同研究室は、大学院学生が個別に研究、勉強するスペースと、談話スペースとが分離されておらず、研究環境整備のためにも、この点を改善する必要がある。
2. 目標2の大学院優先教室の増設については、2004年度より大学院1号館の教室利用が可能となり、少し改善がなされたが、法学部棟からは遠いため、教員、大学院学生の双方にとって授業のための移動に時間がかかるのが難点である。
3. 目標3の資料室の開室時間延長については、2005年度も同様の体制で続行されてはいる。もっともこの体制では、延長時には、利用者からの資料に関する質問に答えられる担当者が不在となるため、午後4時50分までと同様に、嘱託職員あるいは実験実習指導補佐が担当できるよう、管理体制を整える必要がある。
4. 目標4の資料室の図書収集スペースの確保については、可能なものについては、資料をペーパーベースからWEBベースに変えていくことで一部の資料を整理し、スペース確

保の工夫がなされている。しかし問題が完全に解決されたわけではない。

(改善の具体的方策)

目標1の法学研究科大学院学生共同研究室の充実については、インターネット接続のパソコンを、2005年度もさらに1台配備予定である。また、2005年度にはグループ討議のためのラウンドテーブルを配備予定である。

また、目標1および目標2の大学院学生共同研究室の充実および大学院優先教室の増設については、全学的には、西宮上ヶ原キャンパス整備充実に関して検討がなされており、その中でこの問題についても計画が検討されている。

施設・設備に関する問題は、予算配分等財政見通しと直結する問題であり、法学研究科のみで解決するものではない。したがって、当初の目的が必ずしも順調に達成されているとはいえないものもあるが、全学的な場への提言を行いつつ、法学研究科においても、大学院問題検討委員会および、研究科委員会で、審議・検討を続けていく。